大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第14号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規 則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年大和市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第9条まで」を「第8条まで及び第10条」に改める。

第18条第1号中「属する者」の次に「(同法第116条及び第116条の2第1項の規定による特例の適用を受ける者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第3号に次のように加える。

- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成 条例第3条の医療費の助成に関する情報
- エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成 条例第5条の医療証の交付に関する情報
- オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費 助成条例第5条の医療費の助成に関する情報
- カ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費 助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- キ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市小児医療費助成条例第 4条の医療費の助成に関する情報
- ク 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市小児医療費助成条例第 6条の医療証の交付に関する情報
- ケ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市寡婦(夫)控除のみな し適用に関する規則によるみなし適用の対象となる大和市心身障害者医療費助成条例第5条 又は大和市小児医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- 第18条第4号に次のように加える。
 - ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成

条例第3条の医療費の助成に関する情報

- エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成 条例第5条の医療証の交付に関する情報
- オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費 助成条例第5条の医療費の助成に関する情報
- カ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費 助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- キ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市小児医療費助成条例第 4条の医療費の助成に関する情報
- ク 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市小児医療費助成条例第 6条の医療証の交付に関する情報
- ケ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市寡婦(夫)控除のみな し適用に関する規則によるみなし適用の対象となる大和市心身障害者医療費助成条例第5条 又は大和市小児医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第27条第7号ア中「当該被措置未熟児の」の次に「属する世帯の構成員及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶養している」を加え、同号イ中「被措置未熟児の」の次に「属する世帯の構成員及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶養している」を加え、「又は当該扶養義務者と同一の世帯に属する者」を削り、同号カ中「当該被措置未熟児の」の次に「属する世帯の構成員及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶養している」を加え、同号カを同号キとし、同号オ中「当該被措置未熟児の」の次に「属する世帯の構成員及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶養している」を加え、同号カを同号を関に扶養している」を加え、同号中才を力とし、エの次に次のように加える。

- オ 被措置未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶 養している扶養義務者に係る児童手当法第5条第1項の所得の額の計算に関する情報 第27条第7号に次のように加える。
 - ク 被措置未熟児に係る大和市小児医療費助成条例第3条第2項の医療費の助成に係る所得の 額の計算に関する情報

第27条第8号ア中「被措置未熟児の」の次に「属する世帯の構成員及びそれ以外の者であって 当該被措置未熟児を現に扶養している」を加え、「又は当該扶養義務者と同一の世帯に属する者」を 削り、同号中才を力とし、エを才とし、ウをエとし、同号イ中「当該被措置未熟児の」の次に「属 する世帯の構成員及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶養している」を加え、同号 中イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 被措置未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者であって当該被措置未熟児を現に扶養している扶養義務者に係る児童手当法第5条第1項の所得の額の計算に関する情報 第27条第8号に次のように加える。
 - キ 被措置未熟児に係る大和市小児医療費助成条例第3条第2項の所得の額の計算に関する情報

第30条第4号中「当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は 市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次の ように加える。

- ア 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の 税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- イ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成 条例第3条の医療費の助成に関する情報
- ウ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成 条例第5条の医療証の交付に関する情報
- エ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費の助成に関する情報
- オ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費 助成条例第6条の医療証の交付に関する情報
- カ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市寡婦(夫)控除のみな し適用に関する規則によるみなし適用の対象となる大和市心身障害者医療費助成条例第5条 の医療証の交付に関する情報
- 第30条第5号に次のように加える。
 - キ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成 条例第3条の医療費の助成に関する情報
 - ク 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市心身障害者医療費助成 条例第5条の医療証の交付に関する情報(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則 によるみなし適用を受ける場合を含む。)
 - ケ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療費の助成に関する情報
 - コ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

サ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る大和市寡婦(夫)控除のみな し適用に関する規則によるみなし適用の対象となる大和市心身障害者医療費助成条例第5条 の医療証の交付に関する情報

第32条第15号の2中「地域支援事業の実施」の次に「の要件に該当するかどうかの確認」を加え、同号ア中「実施」を「確認」に改め、同号イを削り、同号ウ中「実施」を「確認」に、「第2号被保険者」を「被保険者」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「実施」を「確認」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「実施」を「確認」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「実施」を「確認」に、「第2号被保険者」を「被保険者」に改め、同号カを同号オとし、同号の次に次の2号を加える。

- (15)の3 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の 判定に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該判定に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属す る者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該判定に係る居宅要支援被保険者等に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (15)の4 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属す る者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは 第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しく は第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
 - ウ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
 - エ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報
- オ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る外国人生活保護措置実施関係情報 第35条第5号の5セ中「第9条」を「第10条」に改める。
- 第36条の6第2号キ及び第3号キ中「(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)」 を削る。

第38条第7号中「第9条」を「第10条」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。